

## 埼玉県いじめ問題対策会議設置要綱

### (設置)

第1条 子どものいじめ問題に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、いじめ問題の根絶を図るため、埼玉県いじめ問題対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること。
- (2) 県内におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること。
- (3) その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 対策会議は、議長、副議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、県民生活部を所管する副知事をもって充てる。
- 3 副議長は、県民生活部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員を追加することができる。

### (会議)

第4条 対策会議は、議長が招集し、これを主宰する。

- 2 議長に事故あるときは、副議長がその職務を代理する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、前条に規定する者以外の者の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (幹事会)

第5条 対策会議の下に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、県民共生局長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、幹事を追加することができる。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、特定の事項を検討するため、ワーキンググループを設置することができる。
- 7 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第6条 対策会議の庶務は、県民生活部青少年課及び教育局県立学校部生徒指導課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策会議に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。

#### 別表1

統括参事、総務部長、福祉部長、保健医療部長、副教育長、教育局県立学校部長、教育局市町村支援部長、警察本部生活安全部長、埼玉県都市教育長協議会会長、埼玉県町村教育長会会長、埼玉県高等学校長協会会長、一般社団法人埼玉県私立中学高等学校協会会長、埼玉県高等学校PTA連合会会長、さいたま地方法務局人権擁護課長

#### 別表2

学事課長、広報課長、人権・男女共同参画課長、青少年課長、障害者福祉推進課長、こども安全課長、疾病対策課長、教育局高校教育指導課長、教育局生徒指導課長、教育局義務教育指導課長、教育局生涯学習推進課長、教育局人権教育課長、警察本部少年課長、中央児童相談所長、さいたま地方法務局人権擁護課係長